第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第８項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

別記様式を別記様式第11とする。

別記様式第11の前に次の様式を加える。

（別記）

様式第１（第３条関係）

事　業　所　外　廃　棄　確　認　申　請　書

番　　号

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条第２項の規定により廃棄に関する確認を次のとおり申請します。

申請者の事業の区分（注１）		
輸入廃棄物に係る封入又は固型化を行つた者	国　　籍	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
	封入又は固型化が行われた工場又は事業所の名称及び所在地	
輸入廃棄物の数量		

輸入廃棄物の内容等	整理番号（注３）	輸入廃棄物の内容（注２）	輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法（注２）	
	整理番号（注３）	輸入廃棄物の寸法	輸入廃棄物の重量	輸入廃棄物の強度
	整理番号（注３）	輸入廃棄物の発熱量（注４）	輸入廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注５）	輸入廃棄物に含まれる水素濃度（注６）
整理番号の表示方法				
廃棄する廃棄物管理設備を設置した廃棄物管理事業者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
	廃棄する廃棄物管理設備を設置した事業所の名称及び所在地			
廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の数量				

廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の内容等	内　　容	封入又は固型化の方法	
	寸　　法	重　　量	強　　度
	発熱量（注４）	放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注５）	
廃棄しようとする年月日			
確認を受けようとする場所			
確認を受けようとする年月日			